

広島県呉市

報道発表資料



令和7年10月2日

環境部環境政策課

☎0823-25-3296

総務部総務課

☎0823-25-3282

会議等におけるペットボトル飲料等の提供基準について

呉市における2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、全庁的・全市的に脱炭素化を推進する取り組みの一環として、市主催の会議等における、ペットボトル飲料等の提供に係る取扱いについて、別紙のとおり定めました。

※ 「ペットボトル飲料等」とは、飲みきりサイズのペットボトル又は紙パックの飲料のことをいいます。

会議等におけるペットボトル飲料等の提供基準

本市における2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、全庁的・全市的に脱炭素化を推進する取り組みの一環として、市主催の会議等における、ペットボトル飲料等の提供に係る取扱いについて、次のとおりとします。

※ ここでは、基本的に飲み切りサイズのペットボトル又は紙パックの飲料を「ペットボトル飲料等」ということとします。

○ 本市の開催する各種会議等においては、原則としてペットボトル飲料等の提供を行わないこととします。

会議出席者には、マイボトル等の持参を呼びかけることとしてください。

また、会議の効率化を図るなど、可能な限り長時間の開催とならないよう努めてください。

○ ただし、次のいずれかに該当する会議等（出席者全員が市職員である会議、単なる座学の講演会・研修会的な性質の会議を除く。）に限り、上記原則にかかわらず、ペットボトル飲料等の提供ができることとします。

- ・ 見込み所要時間が2時間を超える非定例的な会議等〔この場合、原則として提供することを基本とします。〕
- ・ 見込み所要時間が1時間超2時間以内の非定例的な会議等で、外部からの出席者の半数超が委員又は役員等であるもの
- ・ 外部からの出席者がある定例的な会議等で、空調設備等が整わない環境かつ見込み所要時間が2時間を超え、熱中症対策が必要と思われるもの

※ ここでは、毎週／毎月／隔月程度の頻度で開催される会議を「定例的な会議」とし、これらの開催頻度に及ばない会議について「非定例的な会議」ということとします。

○会議等におけるペットボトル飲料等の提供基準 判定フローチャート

※単なる座学の講演会，研修会的性質の議事のみである場合を除く。（マイボトル持参を呼び掛け）

